

第2章 投資

商務部の発表によると、2022年の中国の外資利用額（実行ベース）は前年比6.3%増の1兆2,326億8,000万元となった（ドル建てでは同8.0%増の1,891億3,000万ドル）。

日本側統計（ネット）では対中直接投資額は減少した。実行額が減少した一方で回収額は増加し、全体として減少に繋がった。ジェトロの調査では在中国日系企業は新型コロナウイルスに伴う行動制限などにより、黒字企業の割合が減少した。事業の縮小や移転・撤退を考える企業は限定的なものにとどまったものの、今後1~2年に事業を拡大する企業の割合はこれまでで最低となった。

日本企業にとって中国は引き続き市場として重要な国であり、移転・撤退を考える企業はわずかであるものの、事業拡大の意欲は他国・地域と比べ弱い状態にある。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。

中国政府は、外資に対するビジネス環境改善や法整備などを進めている。他方、2022年は2021年に引き続き、企業への対応が必要な法律が施行されたが、適用される対象や範囲が不明確なものもあり、外資系企業のビジネス上の予見可能性低下への懸念が増している。

2023年1月18日の商務部の発表によると、中国の2022年の外資利用額（実行ベース）は前年比6.3%増の1兆2,326億8,000万元（約24兆6,536億円、1元＝約20円）となった（ドル建てでは同8.0%増の1,891億3,000万ドル）。産業別に見ると、製造業は46.1%増の3,237億円で、総額に占める割合は前年より7.8ポイント上昇して26.3%となった。ハイテク産業は28.3%増で、総額に占める割合は7.1ポイント上昇し36.1%となった。

投資元の国・地域別に見ると、主要国・地域からの投資が軒並み増加した。このうち、韓国、ドイツ、英国の対中投資がそれぞれ64.2%増、52.9%増、40.7%増と大幅に増加した。EUからの投資は92.2%増と急拡大し、「一帯一路」沿線国、ASEANはそれぞれ17.2%増、8.2%増だった。

日本側の統計（財務省発表の国際収支統計）で2022年の日本の対中直接投資額（フロー）を見ると、ネットでは1兆2,070億円だった。うち、実行額は1兆8,862億円、回収額は6,792億円だった。速報段階では前年比で実行額は減少、回収額は増加しており、ネットでは減少となった。

ジェトロが中国を含む各国・地域の日本企業の現地法人を対象に実施している「海外進出日系企業実態調査」（2022年度調査）によると、在中国日系企業のうち2022年度の営業利益（見込み）を「黒字」と回答した割合は64.9%となり、2021年度調査の72.2%から7.3ポイント低下した。業績が前年より悪化した企業についてその原因（複数回

答）をみると、「新型コロナに起因する行動制限の影響」が55.6%、「新型コロナに起因するコストの上昇」が30.9%となった。

また、今後1~2年の中国での事業展開の方向性について「拡大」と回答した在中国日系企業は33.4%だった。2021年度調査の40.9%から7.5ポイントと大きく低下し、調査として比較可能な2007年度以降で最低となった。一方で、「縮小」は4.9%、「第三国（地域）へ移転・撤退」が1.4%と、両者を合わせた比率（6.3%）は2.5ポイントの上昇にとどまり、「現状維持」が5.1ポイント増の60.3%となっている。

ジェトロが海外ビジネスに関心が高い日本企業（本社）を対象に実施している「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」の2022年度の結果を見ると、「今後海外で事業拡大を図る国・地域」（複数回答）は、1位が米国で29.6%、2位がベトナム26.5%となり、中国は26.4%で前年に続き3位となった。また、「最も重視する輸出先」について中国と回答した企業は23.1%（前年比4.7ポイント減）と第1位を保ったものの、2位米国の22.7%（0.7ポイント増）との差は0.4ポイントにまで縮小した。3位は西欧の11.6%（2.2ポイント増）、4位はベトナムの6.8%（0.2ポイント増）、5位はタイの5.9%（1.7ポイント増）となり、上位5位では中国のみ前年度で割合が減少した。

これらの調査を踏まえると、日本企業にとって中国は引き続き市場として重要な国であり、移転・撤退を考える企業はわずかであるものの、事業拡大の意欲は他国・地域と比べ弱い状態にあるといえる。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。中国政府が白書の建議事項に対応することで、日系企業を含めた外資系企業の事業拡大意欲の増加につながることを期待する。

中国政府は2022年も引き続き対外開放を推進しており、外資系企業に対する法制度の整備などを含む、ビジネス環境の整備が進んだと評価できる。

1月1日には外資企業の投資を制限・禁止する分野を示した「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（国家発展改革委員会、商務部令2021年第47号）が施行された。2020年版リストと比較すると（1）完成車製造に関する持ち分比率制限および同類の完成車製造合弁企業数を2社以下とする規制、（2）衛星テレビ放送の地上受信設備と重要部品の生産に関する規制の2点が削減され、制限・禁止対象分野は全31項目となった。同日には「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」（国家発展改革委員会、商務部令2021年第48号）も施行された。

3月25日には外資系を含むすべての企業に適用する

「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」（発改体改規〔2022〕397号）が施行された。2020年版と比較すると、禁止項目に「違法なニュースメディア関連業務の禁止」が追加されたものの、参入許可項目は7項目削減された。また、地方政府や関係部門による独自のネガティブリスト作成を禁止することが明示された。

10月8日には「天津、上海、海南、重慶での関連行政法規・規定の暫定的調整実施の同意に関する回答」（国函〔2022〕104号）により、サービス業の外資系企業に対する参入規制を、上記4省市に限り2024年4月8日まで試験的に緩和することが発表された。上海市と重慶市では、外資系旅行会社が中国居住者を対象とする国外旅行業務（香港・マカオ向け含む）に参入することを認め、天津市、海南省、重慶市では、外資系企業の資金援助によって非営利性養老機関を運営する民間の非企業組織の登録が認められた。

一方で、企業が対応を求められる可能性がある、新たな法規も施行された。

2月15日には「サイバーセキュリティ審査弁法」の改正版（国家インターネット情報弁公室令第8号）が施行された。「100万件を超える個人情報保有するインターネットプラットフォーム運営者」が海外での上場に当たっての審査対象となるなどの改正が行われた。

9月1日には「データ域外移転安全評価弁法」（国家インターネット情報弁公室令第11号）が施行された。2021年に施行された「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」で明文化された、重要データや個人情報の域外移転に対する安全評価義務の適用範囲や手続などが明らかになった。

10月28日には工業情報化部が「ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性収集プラットフォームの届け出管理弁法」（工信部網案〔2022〕146号）を発表した。弁法は2023年1月1日から施行された。弁法では、セキュリティ脆弱性収集プラットフォームを設立する組織・個人に対し、オンライン上で工業情報化部のサイバーセキュリティ脅威・脆弱性情報共有プラットフォームに関連情報について届け出を行うことを義務付けた。

2022年10月の中国共産党第20回全国代表大会における習近平総書記の報告では、「ハイレベルの対外開放を推進する」として、ルールや規制、管理、基準などの制度型開放を着実に拡大するとしている。また、外資参入ネガティブリストを適度に縮小し、法に基づいて外商投資の権利・利益を保護し、市場化・法治化・国際化した世界一流のビジネス環境を整備するとされている。

その上で、2023年3月の第14期全国人民代表大会における政府活動報告では「外資の誘致・利用にいっそう力を入れる」として、内国民待遇の徹底、制度型開放の拡大、外資系企業へのサポート強化などがうたわれている。

これらの方針に基づいて、中国においていっそうの対外開放と、外資系企業が平等に活動できるビジネス環境整備が促進されることを期待する。

投資における具体的問題点

公平な競争

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の改善に期待が寄せられており、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善が引き続き望まれる。また、「信頼できないエンティティ・リスト規定」、「輸出管理法」、「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」、「外商投資安全審査弁法」について、どのように運用されるか、適用対象の定義がどのようなものかなどに不明確な点があるため、予見可能性が大きく低下しており、改善が求められている。

対外開放

2022年1月1日に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことは評価できる。しかし、一部業種ではネガティブリストには規定がないものの他の関連法令によって外資の参入が実質的に制限されている分野も依然として残っている。そのような事例に対応するため政府内に対応窓口を設け問題を把握するとともに、関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるような、体制の整備が求められている。

行政の規制運用・手続

国有資産の譲渡手続は通常の持ち分譲渡手続に加え、別途審査・許可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされるなど、実務上で所要期間が相当必要になっており、簡素化が求められている。税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正についても要望がある。また、一部の地域において、明確な規定なく投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生しており、法的根拠のない設立拒否をしないことや、他地域と同様の取り扱いが求められている。

<建議>

- ① 外商投資法および外商投資法実施条例が2020年1月より施行された。既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態や組織機構の調整を完了する必要があるとされるなど、実務上、大きな制度変更直面することになる。一方で、こういった個別の変更に対する実務上の細則等の法令が十分に整備されていない。国家市場監督管理総局、商務部、国家発展改革委員会など関係機関に対して、実効性のある相応の関連法令が迅速かつ明確に制定されることを要望する。また、細則の整備にあたっては、外商投資法に則り、外国商会や外資企業の意見を聴取し、

反映するよう要望する。さらに、外商投資法実施条例の第29条、第30条に規定されている「外商投資企業クレーム申告業務メカニズム」について、実務上適切に運用されるよう要望する。

- ② 外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営について、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。また、明文化されていない口頭での指導や規制の実施は行わないよう要望する。
- ③ 2022年1月1日に施行された「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家発展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限・禁止項目の調整・削減を要望する。また、制限・禁止項目の調整・削減にあたっては、具体的にどのようなケース、業態であれば実際に参加できるのか、解釈や解説、ガイドライン等を併せて示すことによって明確化し、かつ、その内容が行政の各レベルにおいて徹底されるような環境整備や指導を要望する。
- ④ 2022年1月施行の「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」には、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がインターネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する国家発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、インターネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。
- ⑤ 各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参加を模索する中で、上記④のように「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」や「市場参加ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参加が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参加前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。
- ⑥ 国有資産の譲渡手続につき、「会社法」、「企業

国有資産取引監督管理弁法」等に基づき、通常の持分譲渡手続に加え、国有資産譲渡の審査・認可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされ、実務上で所用期間が相当必要となるため関連手続の簡素化を要望する。また、国有資産譲渡に該当するかの判断基準をより明確にするよう要望する（例えば、重大資産の定義の明確化など）。

- ⑦ 北京市、杭州市など一部の地域において、投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生している。外商投資企業による投資性会社の分公司設立について、他地域では所在地の金融弁の承認を得てから、市場監督管理局にて設立手続を行うことで設立可能となっている。一方、北京市、杭州市など一部の地域には明確な規定がなく、所管官庁（金融弁、市場監督管理局）の個別判断で拒否されている。外資系の投資性会社は統括機能を持ち、中国において各種の実質的な投資を行い、中国の経済発展に貢献している。投資性会社による各地での分公司の設立は、投資性会社が持つ本来の統括機能の高度化にとって欠かせない。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくためにも、法的根拠なく設立を拒否されることがないよう、かつ他地域と同様に取扱うよう改善を要望する。
- ⑧ 市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出ることは自然な流れであり、撤退、分割、合併といった事業再編にかかわる時間的、費用的負担を軽減する制度整備を要望する。2020年1月に施行されたビジネス環境改善条例においても関連する方針が示されているが、税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や、登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正などが求められている。こうした措置により、予見可能性が向上し、却って新たな投資をもたらすことや、中国の産業構造の適正化につながることを期待される。
- ⑨ 外国企業（非居住者企業）間における中国国内企業の株式譲渡において、株式を売却する外国企業は、「企業所得税法」および実施条例、「印紙税法」に基づいて、譲渡完了日から15日以内に譲渡対象企業が所在する地域の税務局に企業所得税および印紙税の納税申告を行う必要がある。実際には中国の代理人を起用して納税申告することが一般的となっているが、この方法であると申告漏れが発生する恐れもある。例えば、譲渡対象企業が株主名簿変更等の手続を行う際に同時に代理申告する仕組みにするなど、中国国内に所在する企業が代理申告、源泉徴収の義務を負うのが望ましいと考えるが、現状は明確な規定がない。企業投資性資産の入替え促進や申告漏れによるコンプライアンスリスク低減の観点から、譲渡や減資等にかかる手続の明確化ならびに簡素化を要望する。
- ⑩ 2020年9月施行の「信頼できないエンティティ・

リスト規定」について、処罰対象となる行為として提示されている「中国の国家主権、安全、利益の発展への危害」「正常な市場取引原則への違反」や「差別的措置」などが不明確な概念となっている。商務部等の関連部門においての同制度の運用にあたり、下位法令等により、これらの概念をより明確化することを要望する。また、同規定は米中摩擦も制定の背景として指摘されるところ、日系企業が米中間の対抗措置や恣意的な運用の対象とならないよう要望する。このほか、手続の透明性や公正性の確保、並びに日系企業の意見に十分な配慮を要望する。

- ⑪2020年施行の「輸出管理法」について、「再輸出」「みなし輸出」「法の域外適用による責任追及」などが定められているが、これらがどのように運用されるかが不透明である。これらは、運用の如何により、業界や企業のサプライチェーンを含めた既存のビジネスモデルへ大きな影響を与えるものであり、既存ビジネスの予見性の著しい低下および、新規投資を抑制する大きな要因となりえる。これらについて、早急に下位法令で明確化するとともに、その運用にあたっては日系企業を含む外資企業の意見も十分に踏まえるよう要望する。
- ⑫2021年1月施行の「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」について、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した場合は、中国の法人等がその他国の制裁法規等に従うことへの禁止令を発出できるとされている。一方で、「不当な域外適用の状況」といった概念があいまいであり、ビジネス上の予見性の著しい低下につながっている。どのような場合に同規則が適用されるのか等の判断基準を明確にするよう要望する。また、日系企業へ恣意的に適用することのないよう要望する。
- ⑬2021年1月施行の「外商投資安全審査弁法」について、同弁法により、グリーンフィールド投資にまで外商投資の審査範囲が拡大された。かつ、審査範囲について明確な定義がないことから、審査当局に幅広い解釈の余地を残していることが指摘されている。自主申告が必要な範囲とされている「重要インフラ」「重要技術」「重要情報技術およびインターネット製品・サービス」などの範囲につき、いっそうの明確化を要望する。